

宇治市物品等競争入札心得

趣 旨

第1条 宇治市（以下「市」という。）の発注する物品等の供給及び役務の提供の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては地方自治法、地方自治法施行令、市財務規則その他法令に定めるもののほか、別に定める要領及びこの心得の定めるところによるものとする。また、随意契約による場合においても原則としてこの心得を準用する。

2 この心得に定められた取扱いであっても、一般競争入札の公告、公募型指名競争入札の実施要領、お知らせ及び指名競争入札の入札通知書等（以下「入札通知等」という。）に指示がある場合は入札通知等の指示する取扱いによる。

入札参加資格等の取消

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者のほか、次のいずれかに該当する場合は、ただちに申し出なければならない。

(1) 申請した区分又は種類等に必要な許可・登録等を失ったとき。

(2) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者となったとき。

2 前項に該当した者に対して行った一般競争入札等の参加資格を有する旨の確認及び指名競争入札の参加者の指名はこれを取り消すとともに、入札参加資格者の登録はこれを取り消す。

第3条 入札参加者が市の競争入札等参加資格の停止に関する要領に該当し、競争入札等参加資格の停止などの決定を受けたときは、原則として当該入札への参加資格を取り消す。なお、競争入札等参加資格の停止に関する要領における措置要件に至ったときは、必ず申し出ること。

第4条 現場説明会に出席しない者については、原則として当該現場説明会にかかる入札への参加資格はこれを取り消すことがある。

入札保証金

- 第5条 入札参加者は、市財務規則第105条第1項に規定された額の入札保証金を納めなければならない。ただし、市財務規則第172条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証の提供をもって代えることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とし、保証額を前項の入札保証金額とする入札保証保険契約（定額てん補保証に限る。）を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金を免除する。
- 3 前項に定めるもののほか、市財務規則第105条の3第2号及び第3号に定める事由により、入札保証金の納付を免除することがあるが、この場合は入札通知等に明示する。

入札の基本的事項

- 第6条 入札参加者は、仕様書、図面、契約約款、その他関係書類（以下「設計図書類」という。）及び現場等を熟覧の上、入札に参加しなければならない。
- 2 入札参加者は、設計図書類に疑義があるときは、入札通知等により質疑の手續が指示されている場合を除き、入札日の3日前（土、日曜日、祝日及び12月29日より1月3日はこれに含めない。）までに、質疑事項を文書により提出しなければならない。この場合、回答は文書により行うこととし、入札の2日前の午後1時以降に回答文書を配布する。なお、回答文書は設計図書類に追加された事項であり、本条第3項を適用する。ただし、回答文書に疑義があるときはただちに申し出ること。
- 3 入札参加者は、入札後、この心得、設計図書類及び現場等についての誤記、脱落及び不明を理由として異議の申立をすることはできない。また、落札者はそのことを理由として、契約の締結の拒否又は契約金額の増額の請求をすることはできない。
- 4 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、入札通知等において単価によることを指示した場合においては、その指示する取扱いによる。

入札辞退

- 第7条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも自由に入札を辞退することができる。
- 2 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- (1) 入札執行前には、入札辞退届を提出することとする。
- (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出することとする。
- 3 前項の規定によらず、正当な理由なく入札に参加しなかった場合は、入札等に関する不適切行為として、1ヶ月の指名停止措置を行う。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱を受けるものではないが、辞退を頻繁に行った場合には、理由書の提出を求めるか、事情聴取を実施する場合がある。

公正な入札の確保等

- 第8条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札通知等を受領して以降入札までの間、入札の公平性、透明性を損なわない事項で、業務実施上、特に必要があると発注者が認める場合を除き、発注者側の職員に対して面談等を行ってはならず、これに抵触する場合には、次条に定める措置を講じるとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為として、公正取引委員会に通知することがある。
- 5 入札参加者は、談合情報があった場合には、発注者の事情聴取等に協力しなければならない。談合等不正行為が判明したときは、当該入札に係る契約は行わない。契約締結後においては、これを解除することがある。
- 6 前項により契約を解除した場合、当該契約解除により生じる宇治市の損害については、当該契約の相手方に、契約解除に係る違約金に追加して契

約金額の100分の20を請求する。

- 7 契約の履行が完了した後に談合等不正行為が判明した場合、当該不正行為により生じる宇治市の損害については、当該契約の相手方に、契約金額の100分の20を請求する。

入札

第9条 入札は、所定の入札日時までに入札場所に出席した入札者（入札参加者（ただし法人にあってはその代表者をいう）及びその者の代理人をいう。以下同じ。）のみによって行う。補助入札者を同席させる場合はあらかじめ入札担当職員の許可を得ること。

第10条 入札者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印鑑に限る。押印については以下同じ）のうえ、あらかじめ入札通知等に示した日時及び場所において、入札担当職員の指示により金額記載面を内側に折込んで入札箱に投入しなければならない。なお、封筒は不要とする。ただし、競争見積等により契約課に提出を要する場合は、封筒に封入し、案件名、商号又は名称を記載すること。

- 2 入札執行時又は入札執行後において、入札書記載金額の金額根拠が確認できる書類（積算内訳書等）の提出を求められることがある。

第11条 指名競争入札の場合は、入札参加者が1名のときは入札を執行しない。この場合再度入札の場合も同様とする。

- 2 公募型指名競争入札の場合は、入札参加者が1名でも原則として入札を執行する。ただし、再度入札は執行しない。なお、同様の案件の発注に際しては、公募条件等の設定について検討及び変更を行うものとする。

- 3 一般競争入札の場合は、入札参加者が1名でも原則として入札を執行する。ただし、再度入札は執行しない。なお、同様の案件の発注に際しては参加資格等の設定について検討及び変更を行うものとする。

- 4 随意契約（競争見積）の場合は、見積書提出者が1名でも原則として見積を執行する。

第12条 郵便による入札は、入札通知等及びその他の方法により市が指示した場合以外は認めない。

第13条 無効の入札をした者は、応札の資格を失うとともに入札場から退場させる場合がある。

代理入札

第 14 条 代理入札は、入札参加者が法人であるときは、その法人の役員又は社員、個人であるときは、その使用人又は生計を一にする親族（以下「社員等」という。）を代理人とする場合に限り、これを認める。

2 前項に該当して入札の代理人となることが認められる者であっても、この者が市の入札参加資格者名簿の建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給及び役務の提供の同一の区分で登録のある他の者（以下「他の登録業者」という。）及びその者の社員等である場合は、この者を入札の代理人と認めない。

3 入札参加者が共同企業体、事業協同組合、協業組合及び企業組合等（以下「共同企業体等」という。）である場合は、共同企業体等の各構成員の社員等について代理入札を認める。ただし、この者が当該共同企業体等の各構成員以外の他の登録業者の社員等である場合にはこれを認めない。

第 15 条 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札参加者の記名押印をもって受任者（代理人）及び受任者（代理人）使用印鑑を指定した委任状を入札執行前に提出しなければならない。

第 16 条 入札者は、当該入札に対する他の入札参加者の入札代理人となることはできない。

第 17 条 入札参加者は第 3 条に該当し、競争入札の参加資格を停止されている者、又はその停止の措置要件となった行為を行った者を入札代理人とすることはできない。

入札書の書換等の禁止

第 18 条 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

入札場の規律

第 19 条 入札関係者以外の者は、入札場に立ち入ることはできない。

2 入札者は、入札場においては、入札担当職員の指示に従わなければならない。

3 入札執行職員は、入札者が指示に従わないおそれがあると認められるとき、入札に関し不正若しくは妨害の行為をするおそれがあると認められるとき又はこれらの行為をしたときは、当該入札者に対し、入札場へ

の入場を拒み又は入札場からの退場を命ずることができる。

- 4 入札場内では、携帯電話の使用を禁止する。携帯電話を持ち込む場合は電源を切ること。また、私語等の行為はこれを禁止する。

入札の取りやめ等

第 20 条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができない恐れがあると認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 災害等その他やむをえない理由があるときは、入札の執行を延期し、若しくは、取りやめることがある。

無効の入札

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札者の記名押印のない入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保の納付又は提供をしない者のした入札
- (6) 連合、その他不正行為をした入札
- (7) 入札担当職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者のした入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (9) 同一人による 2 以上の入札
- (10) 予定価格を公表している場合は予定価格を上回る入札
- (11) 再度入札における前回の最低入札額以上の価格の入札
- (12) 最低制限価格が設定されている場合は最低制限価格未満の価格の入札
- (13) その他入札に関する指定事項や条件に違反した入札

落札者の決定

第 22 条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者と

する。

- 2 最低制限価格が設定されているときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、くじの該当者は、くじ引きを辞退してはならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者の入札額に基づく契約が、独占禁止法及び地方自治法に違反する恐れがある場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者以外の者を落札者とすることがある。

再度入札

第23条 入札において、予定価格の制限に達した価格の入札をした者がない場合は再度入札を行う。ただし、予定価格を事前に公表している場合は、原則として再度入札を行わない。

- 2 前項の再度入札は、原則として1回（初回を入れて計2回）を限度として行うが、打ち切る場合もある。
- 3 再度入札は、前回の入札に参加した者のみで行うが、その入札で無効の入札をした者は、再度入札に参加できない。

保 留

第24条 著しく低価格の応札がなされた場合は、落札者の決定を保留する。

- 2 落札者の決定を保留した場合は、必要な調査等により履行の可否を確認のうえ、必要な措置を行う。

契約書等

第25条 落札者は、落札決定の通知書に契約予定日を記載するので、その日までに記名押印した契約書を提出しなければならない。なお、契約書は、必要に応じて印紙を貼付し、必要な箇所に割印をして提出するものとする。

- 2 落札者が前項で示した期限内に正当な理由無く契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。この場合第27条を適用して違約金を徴収する。

- 3 落札者が落札決定から契約締結までの間に、宇治市入札参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けた時は、契約を締結しないことがある。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

契約保証金

第 26 条 落札者は、契約締結にあたって、契約代金の 100 分の 10 以上に相当する保証金を納めなければならない。この場合、次の各号に掲げる契約代金の 100 分の 10 以上に相当する担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 市財務規則第 172 条に規定する有価証券
- (2) 市が確実と認める金融機関の保証
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

- 2 前項にかかわらず、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約の締結、又はこの契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結(保証金額は契約保証金相当額)により契約保証金を免除する。また、入札通知等で契約保証金を免除することを明示をした場合も契約保証金を免除する。

- 3 前項に定めるほか、市財務規則第 115 条の 3 第 3 号、第 6 号及び第 8 号に定める事由により契約保証金を免除することがあるが、この場合は入札通知書及び落札決定通知書に明示する。

違約金

第 27 条 落札者が契約を締結しないときの違約金は、次の各号による。

- (1) 入札保証金を納付しているときは、地方自治法第 234 条第 4 項の規定により宇治市に帰属する。
- (2) 入札保証金が免除されているときは、落札金額の 100 分の 3 相当額の違約金を徴収する。

部分払

第 28 条 部分払は、入札通知等で当該業務が部分払対象業務であることを明示したものについて行う。

第 29 条 部分払の額は、入札通知等に金額について別の指示がある場合を

除き、製造の請負その他の請負の契約については、給付の既済部分に対する代価の10分の9とし、物品の買入れの契約については給付の既納部分に対する代価とする。ただし、製造の請負その他の請負の契約における性質上、可分の給付の完済部分については、その代価とする。

- 2 当該契約において既に前払金（中間前払金含む。以下同じ。）があったときは、支払うべき部分払の金額より前払金を控除した額をもって部分払の支払額とする。

消費税及び地方消費税の扱い

第30条 落札決定にあたっては、入札通知等に指示がある場合を除き、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額で入札書に記載すること。

議会の議決を要する契約

第31条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定する議会の議決を要する契約については、宇治市議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立する。

- 2 前項の仮契約の当事者が、入札日の翌日から宇治市議会の議決を得る日までに、本市の契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。
- 3 前項の規定により仮契約を解除した場合においては、本市は一切の責を負わないものとする。

その他

第32条 契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。契約代金の受領委任等実態上の担保とみなせるものについても同様とする。ただし、あらかじめその内容を明らかにして、契約権者の承認を受けたときは、この限りでない。

第33条 市の指名停止措置を受けている登録業者は、市の契約についての下請け又は受託する者となれない。また、登録の期限が切れる業者についても指名停止が解除されるとみなされる期間まで同様の扱いとする。

宇治市においては、透明・公正な入札手続及び契約手続をより追求する観点から、入札手続及び契約手続において不透明な働きかけや不正な手続が認められる場合は、厳しくこれを排除すべく必要な措置を行う。

(平成8年4月1日制定)

平成15年4月1日改定

平成16年4月1日改定

平成17年4月1日改定

平成18年4月1日改定

平成18年7月1日改定

平成19年4月1日改定

平成23年4月1日改定

平成24年5月1日改定

平成27年2月6日改定

平成27年4月1日改定

平成28年4月1日改定

平成31年4月1日改定

令和2年4月1日改定